

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

年賦課金等の改定等に係る「有価証券上場規程別表」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程別表」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所では、昭和59年に上場株式総数を基準とする年賦課金制度を採用しておりますが、昭和51年に制定した最低所用額6万円からの段階的な賦課金制度を基本的に踏襲しており、上場各社の費用負担を抑制する対応を図ってまいりました。しかしながら、こうした間に「市場集中義務の撤廃」「最良執行方針」など市場環境が激変し厳しさを増す一方で、より一層の自主規制機関としての体制整備や各種システム対応、地域の経済インフラとしての取組みなどが求められており、コスト負担の増嵩をみております。今後とも安定的な運営を行い時代に即応した体制構築を図るため、年賦課金の額を一律に60万円とするなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 年賦課金の額の変更

上場会社の年賦課金の額を年間60万円へ改めます。

ただし、アンビシャスの上場会社に係る上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する納付期日の年賦課金については、半額とします。

2. 新規上場手数料の見直し

新規上場申請者の申請した株券が上場された場合、定率の上場手数料については上限を2,000万円とします。

3. 追加上場等の場合の上場手数料の見直し

- (1) 上場会社が新たに発行する株券の上場に係る手数料の料率は万分の6.0とします。
- (2) 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る手数料の上限は6,000万円とします。

4. その他

その他所要の改正を行うものとします。

II 施行日

1. 本所が定める日から施行します。
2. I. 1.に係る改正規定の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) この改正規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社(以下「重複上場会社」という。)の年賦課金は平成22年2月末日に納入した年賦課金の2倍の額とします。
 - (2) この改正後の年賦課金の規定は、平成22年8月末日納入分から適用し、平成22年2月末日納入分は、改正前の規定を適用します。
 - (3) この改正規定施行の日前に、アンビシャスに上場している会社については、平成25年12月の末日以前に到来する納入期日に係る年賦課金は、第1年賦課金の規定に定める額の半額とし、平成22年8月末日納入分は第1年賦課金の規定に定める額の4分の1の額とする。
3. I. 3. (1)の改正規定にかかわらず、重複上場会社が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の2.0とし、有価証券上場規程別表取扱い要領 第1(1) iに係る上場手数料についても平成22年8月末日納入分の徴収標準率及び1月1日を基準として重複上場会社の徴収標準率については万分の2.0とします。

なお、「本所が定める日」は、平成22年7月30日といたします。

以 上

年賦課金等の改定等に係る「有価証券上場規程別表」等の一部改正について

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	4
3. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	9

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
平成13年10月1日改正付則	平成13年10月1日改正付則
(上場手数料に係る経過措置)	(上場手数料に係る経過措置)
第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1株券 1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。	第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1株券 1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。
[定額] 300万円	[定額] 300万円
[定率]	[定率]
上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について	上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について
1 単位につき 12円 <u>(2,000万円を上限とする。)</u>	1 単位につき 12円
「投資単位調整後上場株式数」	「投資単位調整後上場株式数」
= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$	= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$
算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における <u>最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同</u>	算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日において <u>売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の最終価格とする。</u> （第2項において同じ。）

日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。(第2項において同じ。)

- 2 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券
1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシヤスへの上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

[定額] 150万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 12円(2,000万円を上限とする。)

(削る)

- 2 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券
1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシヤスへの上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

[定額] 150万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 12円

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券 1 年賦課金の規定にかかわらず、株券の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 平成17年12月31日において本所に株券が上場されている上場会社

平成18年2月末日に納入した年賦課金の2倍の額

(2) 平成18年1月1日以後に本所に株券が新規上場された上場会社

投資単位調整後上場株式数のうち

a 1万単位以下の株式数につき 6万円

b 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき

2,000万単位以下を増すごとに

4千円

c 4万単位を超え12万単位株以下の株式数につき

4,000万単位以下を増すごとに

4千円

d 12万単位株を超え20万単位以下の株式数につき

1万単位以下を増すごとに 3千円

e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき

10万単位を増すごとに 2千円

f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき

20万単位以下を増すごとに 2千円

g 200万単位を超える株式数につき

40万単位以下を増すごとに 2千円

付 則

平成13年10月1日改正付則の改正は、本所
が定める日から施行する。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株 券			第1 株 券		
1 上場手数料			1 上場手数料		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (アンビシャスへの上場を除く。)	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (アンビシャスへの上場を除く。)	(略)	(略)
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	(略)	(略)	規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数(有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券(株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。))を除	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数(有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券(株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。))を除

		く。) を乗じて得た金額の 万分の6.0
--	--	-------------------------

2 (略)

年賦課金

区分	納入期	徴収標準
年賦課金	2月末日 8月末日	60万円 <u>(アンビシャスの上場会社(株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受けてアンビシャスの上場会社となったものを除く。)に係る上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する納付期日に係る年賦課金については、半額とする。)</u>

		く。) を乗じて得た金額の 万分の2.0
--	--	-------------------------

2 (略)

年賦課金

区分	納入期	徴収標準
年賦課金	2月末日 8月末日	<p>上場株式数のうち</p> <p>(1) 1万単位以下の株式数につき 6万円</p> <p>(2) 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき 2,000単位以下を増すごとに 4千円</p> <p>(3) 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき 4,000単位以下を増すごとに 4千円</p> <p>(4) 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき 1万単位を増すごとに 3千円</p> <p>(5) 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき 10万単位以下を増すごとに 2千円</p> <p>(6) 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき 20万単位以下を増すごとに 2千円</p> <p>(7) 200万単位を超える株式数につき 40万単位以下を増すごとに 2千円</p>

T D n e t 利用料 (略)

第 2 ・ 第 3 ・ 第 4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社（以下「重複上場会社」という。）が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の 2. 0 とする。
- 3 改正規定施行の日前に新たに株券の発行を決議した上場会社の上場手数料の徴収標準率は、万分の 2. 0 とする。
- 4 有価証券上場規程別表取扱い要領 第 1 (1) i に係る上場手数料については、平成 2 2 年 8 月末日納入分の徴収標準率及び 1 月 1 日を基準として重複上場会社の徴収標準率は、万分の 2. 0 とする。
- 5 改正後の年賦課金の規定は、平成 2 2 年 8 月末日納入分から適用することとし、年賦課金の半額を納入するものとする。
ただし、平成 2 2 年 2 月末日納入分は、改正前の規定を適用する。
- 6 改正規定施行の日前に、アンビシャスに上場している会社については、平成 2 5 年 1 2 月の末日以前に到来する納入期日に係る年賦課金は、第 1 年賦課金の規定に定める額の半額とする。
ただし、平成 2 2 年 8 月末日納入分は第 1 年賦課金の規定に定める額の 4 分の 1 の額とする。
- 7 本所のみを上場している会社が、国内の他の金融商品取引所に上場することとなった場合

T D n e t 利用料 (略)

第 2 ・ 第 3 ・ 第 4 (略)

は、当分の間、上場日の翌年から原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

また、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所と同時に上場する場合には、当分の間、原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

8 改正後の第1 株券 年賦課金の規定にかかわらず、重複上場会社の賦課金については、当分の間、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 平成21年12月31日において本所に株券が上場されている上場会社

平成22年2月末日に納入した年賦課金の2倍の額

(2) 平成22年1月1日以後に本所に株券が新規上場された上場会社

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）のうち

a 1万単位以下の株式数につき 6万円

b 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき

2,000単位以下を増すごとに

4千円

c 4万単位を超え12万単位株以下の株式数につき

4,000単位以下を増すごとに

4千円

d 12万単位株を超え20万単位以下の株式数につき

1万単位以下を増すごとに 3千円

e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき

10万単位を増すごとに 2千円

f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき

20万単位以下を増すごとに 2千円
g 200万単位を超える株式数につき
40万単位以下を増すごとに 2千円

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前cの<u>規定</u>にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、<u>有価証券上場規程第2条第1項の規定</u>に基づく申請をする者が北海道関連企業（北海道に本社又は事業所等を有する企業をいう。）である場合は、別表に定める上場手数料を納入することを要しないものとする。</p> <p>e・f (略)</p> <p><u>g 上場会社の公募及び第三者割当等</u>に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は<u>6,000万円</u>とする。</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p><u>j</u> (略)</p> <p><u>k</u> (略)</p> <p>(2) 年賦課金関係</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> 新規上場申請者に係る年賦課金は、前<u>a</u>の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。</p>	<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前cにかかわらず、新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、<u>有価証券上場審査基準第2条</u>に基づく申請をする者が北海道関連企業（北海道に本社又は事業所等を有する企業をいう。）である場合は、別表に定める上場手数料を納入することを要しないものとする。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p><u>j</u> (略)</p> <p>(2) 年賦課金関係</p> <p><u>a</u> <u>年賦課金の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。</u></p> <p><u>b</u> <u>新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前aの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。</u></p> <p><u>c</u> (略)</p> <p><u>d</u> 新規上場申請者に係る年賦課金は、前<u>c</u>の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。</p>

c (略)

d 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年賦課金については、bの規定を適用しないものとする。

(削る)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

e (略)

f 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年賦課金については、dの規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の年賦課金については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

g 有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場された株券（株券上場廃止基準第2条第18号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）については、当該株券と引換えに上場廃止となった銘柄と同一の銘柄であるものとみなしてaからfの規定を適用する。